墨田区立図書館条例(案)概要

1 改正する条例名

墨田区立図書館設置条例(昭和55年墨田区条例第15号)

2 改正する理由

緑図書館、立花図書館及び八広図書館の管理を指定管理者に行わせることとすることに伴い、指定管理者の指定の手続、管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項について定めるため、墨田区立図書館設置条例の全部を改正する必要がある。

3 改正の内容

- (1) 指定管理者制度導入に伴い、条例の題名を墨田区立図書館条例に改め、条例の趣旨を 新設する。(第1条)
- (2) 指定管理者制度導入に伴い、墨田区立図書館運営規則の規定事項の一部を条例として新設する。
 - ア 事業(第3条)
 - イ 開館時間(第4条)
 - ウ 休館日(第5条)
 - エ 利用の制限(第6条)
 - オ 利用者の損害賠償義務(第8条)
- (3) 指定管理者による管理運営に係る手続規定の新設
 - ア 指定管理者による管理(第9条)
 - イ 指定管理者の指定の手続(第10条)
 - ウ 指定管理者の指定の取消し等(第11条)
 - エ 指定管理者の指定等の公告(第12条)
 - オ 管理の基準(第13条)
 - カ 業務報告書の提出等(第14条)
 - キ 秘密保持義務(第15条)
 - ク 指定管理者の原状回復義務(第16条)
 - ケ 指定管理者の損害賠償義務(第17条)

4 施行期日

平成29年4月1日